

各國のトピックス

社会保障年金財政の危機

(アメリカ)

このところ、合衆国最大の公的年金制度である社会保障年金制度（OASDI）の財政の将来について悲観的な意見が取り沙汰されている。

かつて1940年に給付の支給を開始して以来、社会保障年金制度の財源は、ほとんど使用者および被用者ならびに自営業者の拠出する社会保障税で成り立ってきた。給付額の引上げがあっても、社会保障税の上げ幅は一定限度をこえるものではなかった。

しかしながら、最近の急激なインフレの昂進、年金受益者数の増大、および出生率の低下は、短期的・長期的観点から、いかにして社会保障年金制度の健全な財政を維持できるか、ということに関して世論のもりあがりをもたらしめた。

1972年6月に成立した公法律92-336号は、生計費にスライドした給付額の支給を1975年から実施することを規定しているため、最近の高いインフレ指数は高い給付額の支給を義務づけることとなった。だが、生計費の上昇に見合せて税率も引上げられたものの、増加した連邦の一般歳入は、年金給付額の引上げのために当てることはできない。

さらに、出生率の低下は、将来OASDIの財政を支えるべき人口が少なくなることを意味し、これに反して、予想される受益者数の増大は、いっそう危機感を高める要因となっている。拠出者数に対する受益者数の割合は着実に増加しており、保健・教育・福祉省の統計によれば、1955年には受益者1人につき拠出者7人の割合であったが、21世紀の初めには、受益者1人につき拠出者はわずかに2人ということになろうということである。

専門家達は、年金制度の財源の赤字は1976年には少額であっても、数年先には拠出額をはるかに上回る給付額を要するようになり、これは膨大な赤字を招き、

ひいては年金制度の崩壊につながるのではないかと見るむきが強い。

こうした問題について、連邦議会および政府は、現在、社会保障年金財政を今後とも健全に維持する方法を模索中であり、すでに多くの提案も行なわれている。そこで今回は、この間の事情について若干紹介することにしよう。

諮問委員会の提案

上院の老人問題特別委員会による社会保障年金制度の将来に関する公聴会が、さる3月18日および19日に開催されているが、席上、各証人達は、近い将来連邦議会は年金制度の赤字を防止するために、何等かの財政改革を行なわなければならないと証言した。

公聴会は、年金制度の評価のために保健・教育・福祉長官によって任命された13人の市民からなる社会保障年金制度諮問委員会が提出した3月7日の報告書について検討した。

報告書において諮問委員会は、今後75年間に、年金制度の財政は、少なくとも3%の赤字を生ずることになろう。それをうめるためには、給料差引きの社会保障税は、今後35年間に約20%引上げ、さらにその後の40年間に40%引上げなければならない（2月12日発表）という見解のほか、若干の勧告を行なっている。

主要な勧告は、経済の変動を敏感にうけないように給付額の計算方式を練り直すことであった。現行方式にもとづけば、受益者の給付額は自動的に生計費指数によって調整されることになっており、もしインフレが継続すれば、給付額は引上げられようが、給付額が算定される基礎である賃金もしかりであろう。

多くの例をあげて、現行制度下では、退職前の賃金収入よりも、社会保障の給付が多いという結果になろう、と諮問委員会は述べている。

かかる事態による財政的赤字を予防するために、諮問委員会は、給付額を計算する前に、および退職後の変動に給付額を調整する前に、生計費の変動に応じて平均収入月額を調整することによって、安定した財源の補充率をもたらす方式の採用を勧告した。

なお諮問委員会は、経済変動に影響をうけやすい給付額の計算方式であってはならないことを結論としたので、フォード大統領は、3月7日、保健・教育・福祉長官に、連邦議会に対する大統領の立法案のベースとして、財政を安定させる方法を勧告するよう求めたと発表している。

この点に関して委員会の見解を不満とするものの中に、ブランダイス大学の福祉経済の助教授であるJames H. Schulzは、しばしば退職前の収入の半分またはそれ以下にしかならないこれまでの給付額レベルの率を推持することに反対を唱えて「もしそのような政策が採用されれば、私の年金の適用をうけない退職者、および不十分な私の年金の給付額をうけている退職者達に、現在多くの老齢者達が経験している生活水準のドロップな下落を同様に迫らせることになろう」と語った。

メデケア財政に関する提案

第2の主要な勧告は、メデケアの病院費用を、社会保障税でまかなうよりもむしろ、仕組みを変えないで、財源を一般歳入で調達しようというものである。病院費用の財政を一般歳入でまかなうこととは、退職者への給付に、直接的に社会保障税の1%を当てるができるようになり、かくして社会保障税の引上げなくして、財政的赤字を緩和することができよう。

就労期間中に稼得した金額に直接的に関係する社会保障の諸年金とは異なり、メデケアの病院給付は病院及び関係保健費用によって決定されている。「こうした状態では、賃金に関する税によって、当該費用の財源とする理由とはならないようである」と諮問委員会は語っている。

メデケアの一般歳入による財政に関する勧告は、プログラムについての規制を弱め、その他の一般歳入の財源によってまかなわれている連邦扶助プログラムと競合することになる、と諮問委員会の5名のメンバーによって反対されている。

Charles H. Percy 上院議員（共和党・イリノイ州選出）は、公聴会の証言のなかで、財政構造における実質的改革を行なう前に、国民健康保険プログラ

ムのなかでメデケアの役割は何かということを、連邦議会が決定すべきであることを主張した提案に反対した。

その他の提案

Percy上院議員は、有配偶者の夫に社会保障の給付額を自動的に50%引上げるのは、妻が完全に扶養家族である場合のみに限定し、その扶養加算をうける前に妻が扶養家族であることを夫が証明したケースに限ることを示唆した。

だが諮問委員会は、実際扶養家族であると否とにかかわらず、全ての夫婦世帯に扶養加算を支給し、夫に対する扶養家族調査を除くことを勧告している。また、諮問委員会は、妻および寡婦と同じく、夫およびかん夫を、給付の受給資格を有する子を保育する期間中、扶養加算の対象者とすることを提案した。（この勧告は、同扶養加算を寡婦のみに支給する規定は違憲であるとした3月19日の連邦最高裁の判決に適合するものである）。

しかしながら諮問委員会は、夫婦共稼ぎの世帯について、それぞれ退職前の稼得収入に応じて計算された給付額を支給することを認める上院特別委員会の改正案に反対している。こうした改正の採用は、特別なグループに費用を多くかけることになり、また、特別なグループに都合の良い扱いとなろうというのである。

諮問委員会の立場と見解を異にして、上院老人問題特別委員会のメンバーであるRita Ricardo Campbellは、働く妻の数がドラマチックに増加しており、しかも彼女らは全般的に低賃金で、その賃金から社会保障税を支払い、そしてしばしば公的扶助の世話をうける者達であることを認識しない案だと述べている。

諮問委員会は、また、財政の赤字を緩和するために社会保障税率を引上げる方向で課税賃金ベースを24,000ドルに引上げる提案を拒否している。その代り諮問委員会は、現行の9.9%の社会保障税率（被用者および使用者に同等に分けられている）から、1976年には10.9%に引上げ、2025年まで16.1%に、漸次引上げていくことを提案している。

その他の主要な勧告は、退職者について社会保障年金の給付額を失うことなく受取ることのできる別途の収入制限の緩和、および21世紀における定年の延長の考慮等を含むものであった。

以上の提案にかんがみ、政府は社会保障年金財政を健全に維持するためのアプローチを次の諸点から求めようとしている。

1. 給付額の増額について、まだ退職していない被用者には増額支給するための法の執行を打ち切ること。
2. 退職年金の支給開始年齢をおくらせること。
3. 社会保障税を増額すること（これはすでにこれまで行なわれてきている）。
4. 社会保障税を打ち切って、連邦の一般歳入から給付額の財源を調達する方法（これは富める者や企業への負担を多くする方法でもある）の採用。

これらのなかでは、社会保障税を個人の所得税に合併させ、連邦の一般歳入からすべての年金給付を支出するという計画が支持されている。

社会保障税の引上げについては、若干のヨーロッパ諸国との比較において、20%の年金税ですらも巨額なものではない。しかし、アメリカの基準では現在の倍額の税は歓迎すべきものではない。

そして、多くの経済学者達は、社会保障税は、すでに低所得世帯にとってあまりにも費用のかさむものになっていると指摘している。社会保障税は、これらの批判が指摘するように、賃金のみにもとづいており、配当や利子のような投資による所得に課されていない。さらに社会保障税の最高限度額は、所得の多い者の拠出を制限している。

しかし論議の焦点は、社会保障税を“改革”すべきか否か、改革するならばいかに改革すべきかということであろう。諸般の事情から社会保障税率の大幅引上げについては、連邦議会での審議は難航することが予想される。

The Christian Science Monitor, Mar. 10, 1975.

U.S. News & World Report, Feb. 17, 24, 1975.

Congressional Quarterly Weekly Report, Mar. 1, 22, 1975.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

疾 病 保 険 料 上 昇 の 見 込

(西ドイツ)

ドイツ職員疾病金庫（DAK）ではその創設以来最高の保険料上昇を決定した。350万の加入者をもつDAKは1975年4月1日以後その保険料を従来の賃金の9.8%から11.2%に上げた。月額2,000マルク以上の月収で最高拠出額の者は月に53マルクの値上がりとなる。これは10年前の疾病金庫全体の最高額と丁度同じ額である。

DAK代表者会議は12月の会長決定でこれを承認した。バルム代用金庫では既に1月1日からその拠出率を9.9%から10.6%に上げており、DAKは1973年1月1日に8.7%から9.8%に上げている。

西ドイツの保健関係支出はここ数年息もつかせぬほどの勢いで増加してきた。1960年にはドイツの疾病金庫全体で95億マルクであった。それが昨年は約500億マルクに達している。1974年だけで一般の疾病保険では入院治療に28%，歯科治療に19%医薬品に12%，医師の治療に10%と費用が上がっている。

この傾向がいつまで続くか見通しあつかない。専門家の意見では公的疾病保険の支出は1978年までなお350億マルクから450億マルクまで上がるものと見られている。労相Walter Arendtは昨年被保険者の負担力の限界に既に達していると述べたが、保険料は今後もなお上昇せざるをえないことであろう。